

平成27年度

町自連総会資料

八王子市町会自治会連合会

平成27年5月31日 17時
会場 八王子エルシイ

八王子市町会自治会連合会

平成27年度

第13回 定期総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案	平成26年度 事業報告
第2号議案	平成26年度 決算報告
第3号議案	平成26年度 監査報告
第4号議案	会則の一部改定
第5号議案	役員選出
第6号議案	平成27年度 事業計画(案)
第7号議案	平成27年度 予算(案)

5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈

6. 閉会の辞

事 業 報 告

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

I. 総括

《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織である町会・自治会等を地区ごとにまとめている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は566団体156, 264世帯(平成26年4月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は321団体118, 135世帯を擁し、八王子市の市内を代表する町会自治会の連合会となっている。

私たち活動の基本は、第一に各単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合会同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、定例会が毎月または少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

また、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことを積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点、及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持ってきたが、昨年度からは市長と定例的に話し合いの場を持つ事が決まったが、残念ながら今年は開催できなかった。

更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

そこで、具体的な事業報告は次のとおりです。

1、組織の拡大強化について

- (1) 地区連合会の定例会の実施については、今なお大きな変化は見られず残念である。喫緊の課題であり引き続き取り組まなければならない。
- (2) 組織規模の適正化と拡大については、町自連発足以来の課題であったが地区連合会規程第1条2項（5町会以上で2,000世帯以上）について、完成された街中では世帯数を大幅に増やすことに限界があり規程をクリアすることが無理である。

ることが判ったことで条件を緩和することにして、規程を改正することにした。尚、残された5町会未満の中央部地区及び本町地区は丁度隣接しており、統合または周りの地区への編入について検討していただきたい。

(3) 地区連合会活性化に向けた助成金の活用

① 東京都「地域の底力再生事業助成」の活用

年々利用する町会及び地区連合会は増加しているが、平成27年度からは更に利用勝手が良くなるので皆さんに呼びかけていきたい。

② 八王子市「町会等地区連合会交流事業助成」の活用

この制度を活用する地区連合会も増加し、今年度は町自連14地区その他連合会2地区の16地区が活用した。

(4) 町自連に未加入団体への加入促進

① 未加入の地区連合会も「町会等地区連合会交流事業助成」の制度利用は認めており案内時に呼びかけているが功は出でていない。引き続き呼びかけていきたい。しかし、未加入団体は6地区連合会だが、規程に適合するのは2地区連合会のみで、その他は従来どおり既存の地区連合会に加入するか、単位町会ごとに加入してもらうよう働きかけていきたい。

② 未加入町会の地区連合会への加入呼びかけは、従来どおり「町自連だより」を送り、「新任役員研修会」及び「町自連研修会」にも案内を引き続き送っていきたい。また、参加した町会名簿は役員会で公表し、該当する地区連合会長は、加入について働きかけていただきたい。

ちなみに、平成27年度は退会1町会に対し加入4町会で324団体となる。これからも加入促進は継続しなければならない。

(5) 「町会・自治会加入促進ハンドブック」の活用

平成25年4月に配布されたが、その後の活用について、活用度のチェックは不十分ながらも、各町会で役員が交代された場合に新役員に引き継がれていないケースがあることが判明しており、ハンドブックの在庫も無くなっているので、改訂版の準備を速める必要がある。

2、広報活動について

(1) 広報紙「町自連だより」の紙面改善に業者と協働で推進

我々の活動を会員に知っていただくことは、会費を頂いている以上「報告する義務」があり、町自連活動を理解し更に高めることが、「市民に支持される町自連」「市民に期待される町自連」になっていくものと信じている。

町会や地区連合会活動の記事を掲載しているが、最近では「原稿提出」よりも「取材記事」が増加しており、この方式の希望も増えている。従って、費用は増加するが、「読みやすくなった」との声も頂き、「より読みやすい紙面」「家族でみられる紙面」とするためにも効果が出ている。従って、以前は「費用の無駄遣い」等の苦情もあったが、最近では「部数が足りない」「今まで全戸配布ではなく回覧で済ませていたが、会員から要望され町自連だよりは全戸配布に切り替えた」等、むしろ喜ばしい連絡が入るようになってきている。

財政上の問題もあり、安定した発行を維持するためにも、広告掲載の「協賛企業」「協賛団体」を募り60～80社集める必要が出てきている。このことは、広く皆さんにご協力を頂かなければ達成できるものではありません。年1回掲載を契約して頂ける「協賛企業」「協賛団体」を紹介または推薦してください。事務局までご連絡頂ければ業者と共に話を進めさせていただきます。ご協力の程宜しくお願ひ致します。

(2) ホームページ「町自連（ちょうじれん）」について

累積アクセス数 ⇒ 133,339 (平成27年3月末現在)

平成26年度 ⇒ 20,255 (平成27年3月末現在)

⇒ 1,688／月 (平成21年度に次ぐ記録)

- ① 開設後8年を経過し、トップ画面を含め構成についても見直す時期に来ている。
- ② 最近ではスマホでホームページが見れる時代になってきている。
- ③ 現在のホームページを見直す際には、地区連合会のページを全て整えて情報発信ができるように整備する必要がある。
- ④ 地区連合会長が広報紙「町自連だより」とホームページ「町自連」の「原稿」「情報収集」をこなすのは困難を伴うと考えられるので、「町自連だより」の原稿は「取材記事」を中心とし、ホームページの「情報収集・原稿」については地区広報部員を配置するなど工夫が必要と考えられる。従って、広報部で充分な議論が必要である。

3、市長と町自連三役との定例懇談会の実施

平成25年度に年2～3回の懇談会を開催することで合意していたが、現実は平成2

5年10月29日と第2回目が平成26年4月17日と2回しか開催されていない。

約束通り実施するよう行政に申し入れをしていきたい。

4、研修会について

(1) 新任町会長及び役員の研修会

町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、平成23年度から行政との共催事業として始まった。平成25年度は、加入促進のハンドブックをテキストにして開催したが、今年度は原点に戻って「町会の必要性」「地区連合会及び町自連の必要性とその役割」等を中心に進めると同時に町会と日常的に関係ある市役所の関係部署を紹介し町会活動に役立ててもらった。

参加者は、134団体、138名であった。

(2) 役員研修会

地区連合会の活動に活かしてもらうため、検分を広めてもらうために開催し、今年度は静岡県地震防災センターで体験学習を実施すると同時に丹那断層の実地検分を行った。尚、研修と合わせて懇親の場を活かし交流を深めた。

(3) 研修会（町自連研修会）

町会にとって身近な問題はやはり「防災」問題であり、今年も東日本大震災の被災者であり一時避難所の運営責任者でもあった、当時の仙台市茂庭台五丁目町内会総

括防災部長を務めていた吉田亮一Y Y防災ネット代表を講師に招き、一時避難所の運営について計画と現実の違い等を中心に講演をして頂いた。体験者の話だけに具体的でわかりやすい内容で好評を得た。

(4) パソコン研修会

前年度に引き続き東京との「地域の底力再生事業助成金交付事業」として実施した。町会活動の「IT化支援事業」の一環として人材育成をメインにスタートしたが、都の指導もあり「高齢者の見守り事業」と「高齢者の引きこもり防止」との2本柱で継続してきたが、今年の受講者は年間38名となった。

(5) その他

「宇都宮市自治会連合会と町自連の意見交換会」は、宇都宮市自治会連合会事務局から直接問い合わせがあり、その後日程等調整し10月22日(水)に八王子市役所801会議室で開催された。宇都宮市から38名、町自連及び八王子市側から15名が参加した。内容的には、加入促進について、自主財源問題、その他調査票などについて話し合った。

5、自治会活動賠償責任保険

町自連が団体加入していることで、全ての町会が保険料を納入する際、最大の割引サービスを受けられることで、財政的負担が軽減され大変喜ばれており、このことが少しづつではあるが加入町会が増加傾向にあることは事実である。更に、町会の会員が安心して活動できることになっている。

6、「町会・自治会設備整備支援補助金制度」について

従来の「ゆめおりファンド」については、供給の不安定から予定が組めない等課題が多く困っていたが、宝くじ財団の資金を使って新しい制度を採用することとなり、行政の支援も決まりスタートした。

初年度の納品は、ゆめおりファンドの受注残の解消に引き当てた。しかし、全商品に宝くじ財団の「クーチャン」シールを張り、納入先ごとの納入数が確認できる写真を用意する作業が伴い、納入先の手伝いも必要となってきた。

又、募集に関しては、各町会を対象とするため、募集の仕方、選定の仕方等、反省点もあり改善していくなければならない。

7、「救急医療情報カード」の取組について

八高連はあくまで現状打開策のみで高齢者以外まで対象を広げる考えはなく、協力を得ることは困難な状況なので、今後の進め方については改めて検討する必要性が出てきた。

II.会議

1.三役会

定例三役会⇒ 定例役員会の午前中に開催。

2 役員会

定例役員会⇒ 毎月第2火曜日の午後に開催。

平成 26 年 4 月 8 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 人事異動の件・・・・・・・・・・・・ 協働推進課
- (2) 「八王子古本まつり」後援及びポスター回覧協力依頼の件・八王子古本まつり実行委員会
- (3) お祭りゴミの件・・・・・・・・・・・・ ごみ総合相談センター
- (4) 「客引き・スカウト行為は禁止」チラシの掲示依頼・・・・・・・・ 生活安全部防犯課
- (5) 「八王子環境フェスティバル」ポスター掲示依頼・・・ 環境政策課

2、平成 26 年度町会・自治会長名簿作成の件・・事務局長より説明。

3.平成 25 年度事業報告について

4.平成 25 年度決算について

5.専門部関係

- (1) 総務部・・・廣元総務部
 - ① 定期総会の件 5月 25 日(日)
 - ② 新任町会役員研修会 6月 21 日(土) 会場 市教育センター
- (2) 事業部・・・塩野担当副会長より(山崎部長欠席のため)
- (3) 広報部・・・成瀬部長
 - ◆ ①広報紙「町自連だより 22 号」について

6. 都町連の報告・・・事務局長より報告。

4月常任理事会報告

- ① 「東京防災隣組」第三回認定団体の決定について
八王子市関係は東部地区連合会
- ② 平成 26 年度地域防災学習交流会(前期)の概要
- ③ 東京都地域における見守り活動支援事業について
防犯カメラ設置に関する補助事業
八王子市には補助事業条例がないため、条例化を促進するよう要求していく
- ④ オウム真理教に対する足立区連合会の取り組みについて
依然として活動している八王子でもよく注意をしてください。
- ⑤ 平成 26 年度地域の底力再生事業助成の募集について

7. 出向者報告

- (1) 子ども子育て支援審議会・第 4 回会議報告・・・栗本由木地区連合会長
- (2) 子ども子育て支援審議会・第 6 回事業部会報告・・・栗本由木地区連合会長
報告詳細は添付文書参照
- (3) 八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・ 田中事務局次長
- (4) 八王子市社会福祉協議会第 8 回理事会補遺国・・・田中事務局次長

8. 地区連合会の報告

- (1) 横山南地区連合会 3 月定例会報告。
- (2) 浅川地区連合会
大雪除雪対策について

(3) 東南部地区連合会

子安公園周辺の土地をある宗教団体が購入した情報により、地域で 市、警察等に確認しているが不明である、建築をさせない署名運動の動きもあり、宗教団体の実態が不明で地域の悩みである。実態を掴みたい、何か情報があれば連絡が欲しいオウムの事もあり皆さんも注意して情報が入ればお願したい。

平成 26 年 5 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

2. 「八王子まつり」の件・・・・・・八王子まつり実行委員会事務局・三上課長

① ポスター掲示（町会掲示板）についての依頼、

② パンフレット配布についての依頼、

③ 協賛広告依頼

3. 「中核市パネル展・条例説明会」開催について・・・都市戦略部自治推進・立花課長

4. 「親切会」表彰対象推薦のお願い・・・八王子市協働推進課・事務局長代行

5. 平成 26 年度町会・自治会長名簿作成の件・・・事務局長より説明。

① 平成 25 年度末退任地区連合会長及び町会・自治会長名簿の提出についてお願い。

② 感謝状対象名簿の提出について確認・・・・・・・・資料参照

6. 定期総会の件

(1) 平成 25 年度事業報告について配布資料参照により事務局長より説明

1、組織の拡大強化について

2、広報活動について

3、市長と町自連三役との定例懇談会の実施

4、研修会

(1) 新任町会長研修会

(2) 役員会研修会

(3) 町自連研修会

5、自治会活動賠償責任保険

6、「ゆめおりファンド」について

7、「救急医療情報カード」の取組み

(2) 平成 25 年度決算報告 ・・・・事務局長

(3) 平成 25 年度監査報告

(4) 平成 26 年度事業計画（案）

【今年度の重点事業】

① 組織の拡大強化について

② 町自連の活動を知って貰うための活動を強力に展開する

町会自治会活動の課題「活動の活性化」について

自主財源の確保について

(5) 平成 26 年度予算（案）・・・・・・・・資料読み上げ説明

(6) 会則の一分改定

監事 2 名から 3 名とする。

(7) 会則の一部改定・・・・・・・・ 制定、施行日の記載

7. 専門分関係

(1) 総務部・・・・・・廣元部長

総会の役割分担について

(2) 事業部・・・・・・・・・・・・山崎部長

① 町自連研修会の件について、

(3) 広報部・・・・・・・・成瀬部長

8. 都町連報告・・・・田中事務局次長

(1) 常任理事会報告

①平成 27 年国勢調査の実施に向けた検討状況について

1、国勢調査の概要

2、都と区市町村の役割

3、調査環境の変化とこれまでの国等の検討状況

4、平成 27 年国勢調査の実施までの主なスケジュール

5、国勢調査の結果利用

②オウム真理教に対する観察処分の更新等を求める要望書について

③「地域の底力事業助成」について

(2) 平成 26 年度都町連定期総会について・・・・添付議事録および資料参照

① 平成 25 年度事業報告・収支決算書・監査報告：それぞれ事務局より報告

② 平成 26 年度 事業計画（案）・予算（案）

③ 総会・表彰式・懇親会招待者リスト

④平成 26 年度会長表彰賞について

⑤役員人事について

(3) その他

①平成 26 年度東京都予算等に要望について・・・・添付資料参照

②平成 27 年度東京都予算等に対する要望について

⑤30 周年記念誌について観光の写真掲載につき 2 枚程ほしい旨要請あり

（高尾山・昭和天皇御陵・八王子まつり等）

9. 出向者報告

(1) 平成 26 年度八王子市民企画事業補助金審議委員会報告・・中央部地区青木会長

(2) 第 8 回八王子市都市計画マスターPLAN 検討委員会報告・・・田中次長

(3) 八王子市地域包括支援センター運営協議会第 1 回作業部会報告・・・田中次長

(4) 八王子市高齢者計画第 6 期介護保険事業計画策定委員会報告・・・田中次長

(2) (3) (4) 詳細は添付文書参照の事。

10. 地区連合会報告

(1) 由木地区（栗本会長）

◆ 由木地区現在 19 町会自治会であるが、鎌水第二団地 320 世帯が増え 20 町会自治会自治会となります

(2) 元八連合町会（福田会長）・・・10 月 19 日（日）「北条氏照まつり」実施
地域の底力助成金制度を活用

11. その他・・・・事務局長

(1) 地区交流事業申請について

① 由木地区連合会「名所・旧跡めぐり」事業実施

平成 26 年 6 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事

(1) 「社会福祉協議会の会員募集」協力依頼の件・・・・八王子市社会福祉協議会
26 年度会員募集のスケジュールについて説明
25 年度受付の会員会費の状況表

6月下旬に各町会自治会あて協力依頼を発送する。

- (2) 「八王子市の震災復興への備え」・・・・・・・・・・都市計画課
事前復興対策、平成17年度から23年度の取り組み
24・25年度に「八王子市震災復興マニュアル」の策定
「八王子市の震災復興への備え」・震災復興マニュアルのあらまし
以上、配布資料により説明。
- 2 平成26年度役員名簿の件・・・事務局長より報告。
- 3 平成26年度年間計画表の件・・・事務局長より
- 4 定期総会の件・・・事務局長より
(1) 総会の参加者報告
(2) 懇親会の決算について
- 5 平成26年度「自治会活動賠償責任保険」申込みの件
- 6 地区交流事業補助金申請受付について
- 7 各町会自治会の行事予定表提出依頼の件
- 8 専門部関係
(1) 総務部・・・廣元部長より報告
(2) 事業部・・・山崎部長より報告
(3) 広報部・・・成瀬部長より報告
- 9 都町連の報告
常任理事会報告
- 10 出向者報告
(1) 第1回八王子市消費生活審議会報告・・・栗本由木地区連合会長
(2) 八王子市子ども子育て支援審議会第6回会議報告・・・栗本由木地区連合会長
(3) 八王子市子ども子育て支援審議会第8回事業部会報告・栗本由木地区連合会長
(4) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会委員会報告・・・山崎監事
(5) 八王子親切会総会報告・・・田中事務局次長
(6) 八王子市地域包括支援センター運営協議会第2回作業部会報告・田中事務局次長
(7) 八王子市地域包括支援センター運営協議会第3回作業部会報告・田中事務局次長
(8) 八王子市都市計画マスタープラン検討委員会報告・・・田中事務局次長
(9) 八王子市社会福祉協議会第1回理事会報告・・・田中事務局次長
- 11 地区連合会の報告
(1) 「北条氏照まつり」後援依頼の件・・・福田元八地区連合会長代行
(2) 北野地区所属の1自治会の解散報告・・・廣元北野地区連合会長
- 12 その他
(1) 八王子まつり協賛の集金
終了後協賛金1万円八王子まつり実行委員会へ支払下さい。

平成26年7月8日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 三保健センターの保険事業のPRと地域での保健活動について協力依頼
・・・東保健センター保健士
- (2) 八王子市都市計画マスタープラン(素案)の意見募集及び説明会について
・・・都市計画部土地利用計画課
- (3) 「不動産の街頭無料相談」開催、回覧の依頼について

・・・ 東京都宅地建物取引業協会八王子支部

(4) 屋外広告物条例のパブリックコメント実施について

・・・・・ まちなみ景観課

2. 平成 26 年度町自連会費治会費請求について 田中事務局次長より説明
3. 平成 26 年度町会・自治会長名簿配布の件 田中事務局次長より説明
4. 平成 26 年度町会「自治会活動賠償責任保険」加入状況について 田中事務局次長より説明
5. 平成 26 年度町地区交流補助金申請第一次締切状況 田中事務局次長より説明
6. 八王子市町会自治会設備整備支援補助事業について 田中事務局次長より説明
7. 専門分関係

(1) 総務部 廣元部長

① 新任町会長研修会 (6月 21 日) 参加集計について報告

(2) 事業部 山崎部長

① 26 年度前期パソコン研修会講座受講生募集

(3) 広報部 成瀬部長

8. 都町連の報告 田中事務局次長より説明。

① 常任理事会報告

9. 出向者報告、

(1) 八王子市地域包括支援センター運営協議会報告 田中事務局次長

(2) 平成 26 年度第 2 回八王子市地域包括支援センター運営協議会報告

(3) 第 33 回八王子ごみゼロ社会推進協議会 (第 2 回) 出席報告 山崎幹事

(4) 八王子市子ども・子育て支援審議会報告 由木地区 (栗本会長)

(5) 八王子市子ども子育て支援審議会・第 9 回事業部会報告 由木地区 (栗本会長)

(6) 八王子市子ども子育て支援審議会・第 7 回事業部会報告 由木地区 (栗本会長)

10. 地区連合会報告

(1) 花火大会・八王子まつりの際・臨時バス停案内

・・・ 横山北地区生永会長、高尾交通安協 (交通整理協力)

(2) 地区交流事業計画「ウォーキング大会」実施 由木地区・栗本会長

(3) 研修会 9 月 28 日実施、市の防災課・都市計画課に依頼 浅川地区水野会長

(4) 防災倉庫内備蓄用品入れ替えについて 元横地区秋間会長

(5) 地元高校と合同で防災訓練実施・綾南公園にての防災訓練(避難)の実施
・・・ 横山北地区生永会長

(6) 防災倉庫設置について東電のグリーンベルトの (高圧線下の土地) 借用の方法について 東北部地区・子助川氏

(7) 東京都とセブンイレブン財団より自然学習体験施設の開設計画(川町)について 元八地区福田会長代行

(8) イオンモール建設について状況説明 加住地区大澤会長

8月度休会

平成 26 年 9 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事

- (1) 「八王子古本まつり」について ······ 八王子古本まつり実行委員会
- (2) 新任職員の紹介 ······ 協働推進課
- (3) 「避難所マニュアル」について ······ 防災課
- (4) 中核市八王子誕生に向けた取組について ······ 自治推進課

2. 平成 26 年度役員名簿及び出向状況について ··· 事務局長より説明。

3. 都町連 30 周年記念誌の件

4. 地区交流事業申請の件 ··· 事務局長より

5. 「八王子市町会・自治会設備整備支援補助事業」の件 ··· 事務局長より説明。

- (1) 平成 26 年度実施結果報告(旧ゆめおりファンド消化分)
- (2) 「町会等設備整備備品提供事業」に関する規程について説明。

① 平成 27 年度申請受付の件

6. 専門部関係

- (1) 総務部 ··· 廣元部長より
新任会長・役員研修会のアンケート集計結果について
- (2) 事業部 ··· 山崎部長より
① 役員研修会について
- (3) 広報部 ··· 成瀬部長より
① 「町自連だより」掲載の町会トピックスの記事について要請。
② 広告掲載について

7. 都町連の報告 ··· 事務局長より

- (1) 常任理事会報告
 - ① 高齢者向け、救急相談センターステッカー作成について。
 - ② 26 年度第 2 回地域の底力再生事業助成 対象事業の決定について
 - ③ 町田市町会・自治会連合会が 10 月から都町連に加入する事となった。

8. 出向者報告

- (1) 第 4 回八王子市障害者計画及び八王子市障害者福祉計画策定委員会報告 ······ 大澤加住地区連合会長
- (2) 八王子市子ども子育て支援審査会第 10 回事業部会報告
- (3) 八王子市子ども子育て支援審議会第 8 回会議報告 ··· 栗本由木地区連合会長
- (4) 第 4 回八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告 ······ 山崎監事
- (5) 八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会〈第 3 回〉報告
- (6) 八王子市地域包括支援センター運営協議会〈第 5 回作業部会〉報告
- (7) 八王子市地域包括支援センター運営協議会〈第 4 回作業部会〉報告
- (8) 第 3 回八王子市地域包括支援センター運営協議会報告
- (9) 第 4 回八王子市地域包括支援センター運営協議会報告
 - (5) (6) (7) (8) (9) ······ 田中事務局次長
- (10) 高尾交通安全協会報告 ······ 生永横山北地区連合会長
- (11) いちょう祭り実行委員会報告 ······ 生永横山北地区連合会長
- (12) 八王子まつり報告 ······ 青木中央部地区連合会長

平成 26 年 10 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・
 - (1) 臨時給付金制度の紹介 ······ 臨時給付金対策室
 - (2) 「第 65 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会」のボランティアについて ······ 実行委員会事務局
2. 平成 26 年度役員名簿及び組織状況 ······ 事務局長より
3. 「八王子市町会自治会設備整備支援補助事業」平成 27 年度分受付状況 ······ 事務局長より説明
4. 宇都宮市自治会連合会研修会の件 ······ 事務局長より説明
5. 地区交流事業申請の件 ······ 資料により報告
6. 専門部関係
 - (1) 総務部 ······ 廣元部長
 - (2) 事業部 ······ 山崎部長
 - ① 役員研修会について
 - (3) 広報部 ······ 成瀬部長
7. 都町連の報告 ······ 事務局長
 - (1) 常任理事会報告
 - ① 「東京防災隣組」第 4 回認定について
 - (2) 都議会自民党、町会・自治会等振興議員連盟との意見交換会
 - ① 平成 26 年度地域力向上事業について
 - ② 平成 26 年度「地域力再生事業助成」について
 - ③ 地域防災学習交流会
 - ④ オウム真理教に対する観察処分の更新等を求める要請書の提出
 8. 出向者報告・
 - (1) 八王子市高齢者計画報告・第 6 期介護保険事業計画策定委員会報告 ······ 田中事務局次長
 - (2) 八王子市子ども・子育て支援審議会・第 11 回事業部会報告
 - (3) 八王子市子ども・子育て支援審議会・第 9 回会議報告 ······ 栗本由木地区連合会長
 - (4) 八王子地区保護司候補者検討協議会について ······ 中島副会長
 9. 地区連合会の報告
 - (1) 神慈秀明会八王子集会所について ······ 東南部水城会長
 - (2) 町自連の自治会活動賠償責任保険の活用について ······ 小泉南部地区会長
 10. その他
 - (1) 新任役員研修会のアンケートの結果に対して個人の名前が載っているが如何なものか、回答を頂きたい
 - (2) 西部第二地区防災訓練、五小地区合同で実施（6 町会）報告 ······ 高野西部第二地区連合会長
 - (3) 秋間会長より東京都都知事表彰「地域功労者賞」授賞者を紹介
 - 授賞者
馬場西部第一地区連合会長 東京都都知事表彰「地域功労者表彰」
授賞の挨拶 ··· 馬場西部第一地区連合会長

平成 26 年 11 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「悪徳商法の被害防止対策」の出前講座と P R の件・・・八王子市消費生活センター
- (2) 「年末・年始のゴミ等の収集について」・・・・・・・・・・・・ごみ減量対策課
- (3) 「口座振替促進ポスター」の掲示依頼・・・・・・・・・・・・納税課
- (4) 「災害時障害者サポートマニュアル」の紹介と報告・・・・障害者福祉課
- (5) 「震災復興の推進に関する条例」制定に向けて・・・・・・・・都市計画課

2. 秋間会長の総務大臣表彰に伴う祝賀会の件・・・事務局長より報告。

3. 地区交流事業申請の件・・・事務局長より説明、報告。

4. 宇都宮市自治会連合会との意見交換会の報告・・・事務局長より報告。

5. 専門部関係

- (1) 総務部・・廣元部長
- (2) 事業部・・山崎部長
 - ① 役員研修会の件
 - ② 新年懇親会について
 - ③ 町自連研修会の件 2月 18 日(水) いちょうホールにて開催
 - ④ パソコン研修会の件
- (3) 広報部・・成瀬部長

6. 都町連常任理事会の報告・・・事務局長より

- (1) 防災学習会の追加募集について
- (2) 伊豆大島・復興支援ツアーについて
- (3) 府中市自治会連合会が 10 月からオブザーバー参加した。

以上、詳細については添付文書を参照下さい

7. 出向者報告

- (1) 八王子市都市計画マスターPLAN検討委員会報告・・・田中事務局次長
- (2) 第 5 回八王子市地域包括支援センター運営協議会・・・田中事務局次長
- (3) 八王子市高齢者計画第 6 期介護保険事業計画策定委員会、第 5 回報告
・・・・田中事務局次長
- (4) 八王子市障害者及び障害者福祉計画策定委員会報告・・・大澤加住地区連合会長
- (5) 第 1 回八王子市シティプロモーション戦略推進に関する懇談会報告
・・・水野浅川地区連合会長

8. 地区連合会の報告

- (1) 10 月 19 日「第 3 回北条氏照まつり」実施について報告・・・元八地区 福田会長代行
- (2) 10 月 12 日地区運動会開催報告・・・浅川地区 水野会長
11 月 2 日浅川地区文化展開催について
11 月 5・6 日 リニア館見学について
- (3) 10 月 12 日地区消防火災訓練について報告・・・横山北地区 生永会長

平成 26 年 12 月 9 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「地域ぐるみの防災」成果報告会のお知らせ・・・八王子市立第六中学校校長

- (2) 「確定申告」の広報ポスター掲示について・・・・・・八王子税務署課長補佐
 - (3) 「平成 27 年度交通災害共済（ちょこっと共済）ポスター掲示依頼・・市民部市民生活課
 - (4) 「雪害対策」について・・・・・・・・・・・・・道路補修センター
 - (5) 「平成 26 年度市民フォーラム・未来を語る」について・・・・・・広聴課
 - (6) 「八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」原案について
・・・・・・八王子市教育委員会保健給食課長
2. 専門部関係
- (1) 総務部・・・廣元総務部長
 - (2) 事業部・・・山崎事業部長
 - ① 町自連研修会
 - ② パソコン研修会の件
 - (3) 広報部・・・成瀬広報部長
3. 都町連の報告 ・・・・・・・・前野事務局長
- (1) 地域の催事に於ける条例改正に伴う届出義務化の件
 - (2) 平成 27 年国勢調査の実施について
 - (3) 「地域の底力再生事業助成について」
 - (4) オウム真理教に対する観察処分の更新を求める要請書、署名の提出
4. 出向者報告
- (1) 第 2 回八王子市消費生活審議会報告・・・・・・・・由木地区栗本会長
 - (2) 八王子市市民参加条例の適切な運用について・・・・・・前野事務局長
 - (3) 八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会《第 6 回》報告
・・・・・・田中事務局次長
 - (4) 八王子市交通マスタープラン検討委員会・・・・・・・・中島副会長
 - (5) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告（第 4 回目）・・・・山崎監事
5. その他
- (1) 地域活動実践講座「自治会・町内会を考える」について・・・前野事務局長より

平成 27 年 1 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項
- (1) 「特殊詐欺根絶のつどい」開催のお知らせ・・・・・・八王子警察署・八王子防犯協会
 - (2) 八王子市社会福祉審議会の委員推薦について・・・・・・福祉政策課
 - (3) 「確定申告」の広報回覧の協力依頼・・・・・・八王子税務署
 - (4) 「雪害対策」について補足説明・・・・・・補修センター
 - (5) 八王子インターチェンジ北地区都市計画変更について・・都市計画課
2. 専門部関係
- (1) 総務部・・・廣元部長
 - ① 27 年度新任会長・役員研修会開催予定について
 - ② 定期総会は 5 月 31 日(日)に実施する。
 - (2) 事業部・・・山崎部長
 - ① 役員研修会決算報告
 - ② 新年懇親会決算報告
 - ③ 町自連研修会について
 - (3) 広報部・・・成瀬部長
3. 出向者報告
- (1) 八王子市子ども・子育て支援審議会・第 11 回会議報告・・・・栗本由木地区連合会長

- (2) 八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・・・田中事務局次長
八王子市市民参加推進審議会への諮問書・・添付文書のように諮問書を提出した。

4.地区連合会の報告

- (1) (仮称) 八王子インター北S C建設事業・・・・・・・・大澤加住地区連合会長
(2) 滝山城址公園の駐車場が加住交差点に増設される、3月21日オープンとなる。
・・・・大澤加住地区連合会長
(3) 民生児童委員の年齢制限の引き上げについて・・・・水野浅川地区連合会長
(4) 地域で持っている諸問題を役員会に提案し議論等できるよう時間を持って欲しい。
・・・・青木中央部地区連合会長

4.その他

- (1) 秋間会長より提案
① モノレールの延伸活動として署名活動実施について。
② 東京オリンピックの自転車競技誘致についての署名活動の実施について。
(2) 事務局長より本日の配布物について
① 八王子市シニアクラブ連合会[ご入会案内]・八王子市老人クラブ連合会より依頼
② 「まち・むら」配布。
③ 「伊豆大島・復興応援ツアー」チラシ・・東京都よりの依頼。
各町会あたり2部を配布。

平成27年2月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「全国都市緑化フェア」について・・・・八王子市都市緑化フェア準備室
(2) 八老連の会員増強への支援のお願い・・・・八王子市老人クラブ連合会
(3) 「脳卒中地域医療連携パス協会の市民公開講座」について・・八王子市医師会
(4) 通学路への「防犯カメラ」の設置について・・・八王子市教育委員会保健給食課
(5) 「都市間連携シンポジウム」について・・・・・・・・・・・・都戦略部都市戦略課
(6) 雪害対策補助制度について⇒資料配布・・・・道路交通部補修

2. 「町会自治会運営ハンドブック」作成の件・・・・・・・・前野事務局長

3.専門部関係

- (1) 総務部・・・・廣元部長
①平成27年6月20日(土) 新人町会長の研修会開催
(2) 事業部・・・・山崎部長
①町自連研修会の件
(3) 広報部・・・・成瀬部長

4. 出向者報告

- (1) 平成26年度域包括支援センター運営協議会報告・・田中事務局次長
(2) 第15回八王子市まちづくり審議会・・・・田中事務局次長
(3) 八王子市障害者計画(平成27年度より29年度)及び
八王子市障害福祉計画(第4期)策定委員会報告・・・大澤加住地区連合会長
(4) 特別職報酬審議会報告・・・・秋間会長
(5) 市制100周年実行委員会開催について報告・・・秋間会長

5.都町連の報告・・・・・・・・事務局長より報告

6.地区連合会報告

- (1) 梅まつりについての案内・・・浅川地区水野会長

7.その他

- (1) 多摩モノレールについてのパネルデスカション開催について報告・・・秋間会長
(2) 中核市移行についての疑問点確認・・・・・・東南部地区水城会長
(3) 秋間会長祝賀会について依頼・・・・・・前野事務局長

平成 27 年 3 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「日赤社資」の募集協力依頼について・福祉政策課・八王子市赤十字奉仕団委員長

- (2) 平成 27 年度国勢調査について・・・・・・統計調査課

- (3) 「八王子市市史編さん」について・・・・市史編さん室より依頼

2. 「町会自治会運営ハンドブック」検討委員会中間報告・・・事務局長より報告。

3. 多摩都市モノレール八王子ルートの整備促進を求める署名について・・事務局長より説明。

《会長より》新聞報道があり、町田までの延伸が有利のような報道があったが、八王子ルートは多摩西部地域への延伸へ繋げるため、八王子へ目を向かせる為にも是非多くの

の

署名を集めたいのでご協力をねがいする。

4. 「市長と三役の定例懇談会」の件・・・事務局長より報告。

5. 専門部関係

- (1) 総務部・・・・・・・・廣元部長

- (2) 事業部・・・・・・山崎部長

① 町自連研修会の報告

② 町自連研修会決算書報告・・・事務局長

- (3) 広報部・・・・成瀬部長

6. 都町連の報告

- ① 27 年度地域の底力再生事業補助金の区分変更について

- ② 27 年度東京都予算に関する要望について

7. 出向者報告

- (1) 健康づくり推進協議会報告、「健康フェスタ」開催について・・・・秋間会長

- (2) 「動物愛護及び管理に関する」条例制定協議会報告・・・小泉南部地区連合会長

- (3) ふれあい財団諮問委員会・・・・・・・・高橋由井地区連合会長

- (4) 第 3 回八王子市シティプロモーション戦略の推進に関する懇談会

・・・・・・・・水野浅川地区連合会長

- (5) 八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画策定委員会(第 7 回)報告

・・・・・・・・田中事務局次長

- (6) 環境審議会報告・・・・・・・・上田東部地区連合会長

- (7) 高尾安協報告「春の交通安全市民のつどい」について・・生永横山北地区連合会長

8. 地区連合会の報告

- (1) 緑化フェアの件・・・・小泉南部地区連合会長

- (2) 滝山城址桜まつりの件

9. その他

- (1) 事務局体制について・・・秋間会長

- (2) 浅川地区連合会からの提案について
 - ① 民生児童委員候補者選出について・・・・・・水野浅川地区連合会長
 - ② 会則変更についての提案について・・・・・・水野浅川地区連合会長
- (3) 平成27・28年度地区連合会長名簿作成の件・・事務局長より
- (4) 東京消防庁作成の「救急相談センター」スッカ配布について・・・事務局長

平成26年度 決算報告書

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

収入総額 13,000,899 円
支出総額 12,561,038 円
差引残高 439,861 円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	会費	2,380,000	2,366,180	△ 13,820	22地区 118,309世帯
2	特別会費	384,000	472,000	88,000	役員研修440千円 都町連20千円 全自連12千円
3	市補助金	8,100,000	8,100,000	0	地区交流1,600千円、加入促進・広報他3,000千円、備品設備3,500千円
4	その他補助金	572,000	502,000	△ 70,000	地域の底力再生事業助成 H25=222千円、H26前渡=280千円
5	保険手数料	400,000	400,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱手数料
6	雑収入	937,270	633,989	△ 303,281	利息861円 パソコン研修577千円 懇親会38千円
	小計	12,773,270	12,474,169	△ 299,101	
7	前年度繰越金	526,730	526,730	0	
	合計	13,300,000	13,000,899	△ 299,101	

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	適要
1	総会費	157,400	175,604	18,204	
2	事業費	1,104,000	755,514	△ 348,486	パソコン研修講師料他
3	地区交流費	1,600,000	1,600,000	0	町会等地区連合会交流事業補助金
4	活動費	5,000	0	△ 5,000	
5	研修費	1,092,000	1,110,474	18,474	役員研修会・新任町長研修会・全体研修会ほか
6	広報費	2,072,400	2,026,000	△ 46,400	町自連だより(年4回)
7	会議費	40,000	36,980	△ 3,020	
8	通信・配達費	350,000	428,603	78,603	町自連だより送料含む
9	事務費	510,000	503,959	△ 6,041	
10	人件費	2,138,000	2,138,015	15	事務局長他職員2名
11	涉外費	250,000	300,000	50,000	
12	都町連	150,000	160,000	10,000	
13	慶弔費	50,000	70,780	20,780	4件 番典 4万円、生花 3万円
14	役員交通費	20,000	3,340	△ 16,660	
15	備品設備費	3,418,000	3,207,016	△ 210,984	2階会議室関係・プリンタ-52千円、町会関係3,155千円
16	図書・資料費	9,800	9,800	0	
	定期預金	0	0	0	
17	八王子市返戻金	18,525	18,525	0	交流事業補助金返還分
18	雑費	49,875	16,428	△ 33,447	パソコン研修会・振替手数料他
	小計	13,035,000	12,561,038	△ 473,962	
19	予備費	265,000	0	△ 265,000	
20	次期繰越金	0	439,861	439,861	
	合計	13,300,000	13,000,899	△ 299,101	

未払い金 ⇒ 救急相談センターステッカー一送料=61,942円、

⇒ 交通費 ⇒ 三役市外交通費=21,600円 計 83,542円

特別会計決算書

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別預金	500,000	0	0	500,000	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	402,219	7,479,961	7,476,079	406,101	期中減には手数料一般会計振替400千円含む
	合計	902,219	7,479,961	7,476,079	906,101	

繰越金明細

預金	394,278	⇒ みずほ 356,503円 郵貯 37,775円
現金	45,583	
合計	439,861	円

前記の通り決算報告いたします。

会長 秋間利久 

会計 廣元 刑 

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成27年4月20日

監事 成瀬義祐 

監事 小崎熟介 

【第4号議案】

会則の一部改定について

本会の運営組織を強化するとともに、運営に関わる役員の立場を明確にし、外部活動を円滑に行うため、呼称変更及び役員の増員等を行う。

また、本会の略称及び構成団体の明確化等の規程整備を行うために会則の改定を提案します。

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、
略称を町自連とし、事務所を八王子市元横山町一丁目29番3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) <u>常任理事</u> | 26名以内 |
| (6) 理 事 | 若干名 |

(職務)

第6条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 常任理事は、地区連合会長を以て選任する。
- (5) 理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部会)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(顧問)

第10条 本会顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(常任理事会)

- 第14条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(事務局)

- 第15条 会務遂行のため事務局を置く。
- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
 - (2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。
 - (3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以て、経費に充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

付則6. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

以上のとおり提案します。

平成27年度 事業計画（案）

【基本的姿勢】

私たち「町自連」は、「向こう三軒両隣」を基本理念とした「隣組」の助け合い組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会自治会等の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。

更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
3. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
4. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
5. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
6. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
7. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
8. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。

【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場 8項目に対し、今年度の重点事業は下記のとおりとする。

1. 組織の拡大強化

(1) 地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連合

会活動の活性化に努める。そのために必要な地区連合会の統合・分割も含め有効な方策を検討し推進する。

(2) 助成金の活用について

地区連合会の活動を活性化するにはどうしても財政面での支援が必要となる。そこで主な助成金を活用していくことが大切である。東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を大いに活用していただきたい。

特に、東京都の「地域の底力再生事業助成」は、地区連合会では上限100万円、単位町会で上限20万円の事業助成が受けられる。今年度からは複数の町会で取り組む事業も対象として新たに加わり上限50万円、また、単位町会でも各種団体と共にを行う事業に上限30万円の助成枠が認められた。財源の大きな支援策を活用して頂きたい。尚、詳細は事務局までお問い合わせを。

(3) 加入促進活動について

町会自治会への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を開るために、市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」を活用し具体的な活動を推進する。しかし、すでに在庫もなく「改訂版」の発行に取組まなければならない。

① 単位町会・自治会の会員増加に取組む。

「向こう三軒両隣」のつながりを強め「助け合い」の組織強化を図る。

② 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。

③ 町自連未加入の町会・自治会連合会等に、町自連への加入を働きかける。

(4) 「町会活動の運営マニュアル」の作成

市内の町会・自治会長の在任期間が短いことから、「町会の必要性」等も理解されないまま任期を終える人もいるなか、町自連では行政との協働で「町会・自治会加入促進ハンドブック『向こう三軒両隣』」を平成25年3月に発行した。続いて「町会等の運営に関するマニュアル」を作成することになり現在作業中である。今年度中には配布できるようにしたい。

2. 町自連の活動を知って貰うための活動を強力に展開する。

「町自連」の活動は、未だに市民の認知度は低く知られていない。私たちの活動をもっと市民に知ってもらうことが、町自連組織の拡大と強化につながり「地域力」の強化につながってくる。そのために次のことに展開する。

(1) 広報活動の強化

広報紙「ちょうじれん町自連だより」及びホームページ「ちょうじれん町自連」を通して情報を発信する。情報発信の体制作りのため広報部及び地区広報部の充実強化を図る。

(2) 広報紙「^{ちょうじれん}町自連だより」

- ① 読みやすい紙面、家族ぐるみで読める紙面、を目指し紙面の改善を図る。
- ② 事業報告の記事のほか、事業予告記事を掲載する。
- ③ 身近な地域情報、町会情報を掲載する。
- ④ 経費削減のために固定した協賛広告スポンサーを集めること。

(3) ホームページ「^{ちょうじれん}町自連」

- ① 新しい情報をタイムリーに発信する。
- ② 身近な地域情報、町会情報をタイムリーに地区連合会のホームページで発信する。
- ③ 町会・自治会のホームページをリンクさせる事で町会情報の一元化に努める。
- ④ スタート後8年を経過しており、スマホ時代の到来から、トップ画面を含む構成など、全面的に一新することを検討する。

(4) 町自連のシンボルマークを設定し活用する

- ① シンボルマークをつくり町自連のPRに役立てる。
- ② 加入促進のノボリ旗を作成し名前と同時にシンボルマークを入れる
- ③ 「町自連旗」「バッチ」等の作成も検討する。
- ④ 名刺ほか印刷物にも使用する。

3. 町会自治会活動の課題「活動の活性化」について

私たちが抱えている「高齢化に伴う人材発掘」「人材の育成」について八王子市と協働して「研修会」等必要な措置を講じる。そのための町会自治会に対する具体的な支援策についても八王子市と協議を進める。

また、町会自治会活動のIT化支援策と高齢者の見守り事業支援策の2本柱で「パソコン研修会」を引き続き開催する。

4. 自主財源の確保について

町自連は結成されて13年、この間活動領域を拡大してきた。特に多摩地区で初めての東京都町会連合会（以下「都町連」という）への加入をはじめ、平成17年と平成24年の2度にわたる「事務交付金」の30円増額、行政施策に対する市民の要望を反映させる取り組みなど数多く進めてきている。

こうした中で、活動領域の拡大に伴い昨年4月から事務局体制も強化してきた。しかし、一方で大きな課題は財政問題である。平成24年度には「特別会計」の150万円から100万円取崩し予算執行をせざるを得なかった。

健全財政の確立は喫緊の課題となっている。当該年度収入総額に対する自主財源（会費・保険手数料）比率が30%を割り込んでおり、平成24年度2,771千円で23.1%となり、平成26年度も2,766千円で22.2%となっている。

そこで、平成27年度も、関係者の協力を得ながら、以下の取り組みを中心に取組んでいきます。

- (1) 「加入促進ハンドブック」を活用し、町自連未加入団体（245団体）や町会自治会未加入者の「加入促進」を積極的に取組む。加えて、自治会活動賠償責任保険の加入を積極的に呼びかけ加入に結びつけていく。
- (2) 八王子市の補助金は、長年の事務局体制強化の活動支援策として検討され、常勤の人材及びそれに係る経費すべての費用補助が、町自連の要請に応えるかたちでようやく認められた。その結果、「広報・研修・相談業務助成」「地区交流事業助成」「設備整備支援助成」の3種の助成金合わせて490万円増額の1,300万円となった。
- (3) 経費の節減と事業の見直しは継続して実施する。
 - ① 地区連絡費（前年実績162千円）は、平成25年度から財政難から廃止している。
 - ② パソコン研修受講料を12千円に引き上げたことで、NPO団体の受講料と変わらなくなつたが、丁寧な講師陣が好評で、希望者は依然として多いことから、今年も継続して実施する。
 - ③ 広報費とりわけ「町自連だより」の経費節減を図るために、各地区連合会及び加盟する各町会自治会の全面的な協力を頂き、広告主を確保して広告収入の拡大に努める。これには会員の皆さんの協力支援が必要となる。
 - ④ 職員の人事費は東京都の最低賃金を守るため、前年比若干の値上げとなる。以上の内容について、町自連は健全財政確立に向けて全力をあげて取組まなければならない。

平成27年度 予算(案)

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,380,000	2,366,180	13,820	22地区 11.9万世帯
2	特別会費	446,000	472,000	△ 26,000	役員研修会・都町連・全自連等、の個人負担分
3	市補助金	13,000,000	8,100,000	4,900,000	地区交流150万円、加入促進・広報他800万円、設備備品等350万円
4	その他補助金	120,000	502,000	△ 382,000	都「地域の底力再生事業助成」助成金25年度精算
5	保険手数料	380,000	400,000	△ 20,000	平成26年度自治会活動保険手数料振替
6	雑収入	680,139	633,989	46,150	パソコン研修受講料、端数調整
	小計	17,006,139	12,474,169	4,531,970	
7	前年度繰越金	439,861	526,730	△ 86,869	
	合計	17,446,000	13,000,899	4,445,101	

支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位=円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	総会費	175,000	175,604	△ 604	会場費・資料他
2	事業費	881,400	755,514	125,886	パソコン研修会
3	地区交流費	1,500,000	1,600,000	△ 100,000	
4	活動費	0	0	0	部会等飲み物
5	研修費	1,042,000	1,110,474	△ 68,474	研修会26万円 役員研修54万円 新人研修5万円、都庁連・全自連等
6	広報費	2,028,000	2,026,000	2,000	町自連だより及びホームページ
7	会議費	66,000	36,980	29,020	
8	通信・配達費	376,000	428,603	△ 52,603	郵券、町自連だより送料及びインターネット費用
9	事務費	520,000	503,959	16,041	印刷機・コピー機リース料含む
10	人件費	6,320,000	2,138,015	4,181,985	事務局人件費
11	涉外費	300,000	300,000	0	
12	都町連	162,000	160,000	2,000	会費50,000他
13	慶弔費	50,000	70,780	△ 20,780	
14	役員交通費	40,000	3,340	36,660	
15	備品設備費	3,520,000	3,207,016	312,984	「町会・自治会設備整備支援補助金」及び事務局備品
16	図書・資料費	9,800	9,800	0	まちむら
17	八王子市返戻金	0	18,525	△ 18,525	
18	雑費	14,858	16,428	△ 1,570	
	小計	17,005,058	12,561,038	4,444,020	
19	予備費	357,400	0	357,400	
20	前年度未払い金	83,542		83,542	
21	次期繰越金		439,861	△ 439,861	
	合計	17,446,000	13,000,899	4,445,101	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	500,000	0	0	500,000	郵貯定期預金
2	自治会活動保険	406,101	7,526,486	7,550,161	382,426	63,800世帯
	合計	906,101	7,526,486	7,550,161	882,426	

保険の期中の増減明細 世帯数=63,813世帯

保険料=117.97円×63,800世帯=7,526,486円×95% = 7,150,161円

一般会計振替 ⇒ 400,000円

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、最長3期6年までとする。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを召集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

(2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

第 7 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第 17 条 本会の会計年度は、4月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付則 1. この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

尚、設立年度の役員任期は 1 年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

3. 平成 21 年 5 月 23 日改正し、施行する。

4. 平成 24 年 5 月 27 日改正し、施行する。

5. 平成 26 年 5 月 25 日改正し、施行する。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

(1) 中部地区連合会	7 町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10
(3) 元横地区連合会	6
(4) 東南部地区連合会	6
(5) 中央部地区連合会	2
(6) 南部地区連合会	12
(7) 西部第一地区連合会	7
(8) 西部第二地区連合会	6
(9) 西部第三地区連合会	8
(10) 本町地区連合会	3
(11) 中央地区連合会	20
(12) 東北部地区連合会	15
(13) 浅川地区連合会	22
(14) 由木地区連合会	20
(15) 横山南地区連合会	25
(16) 横山北地区連合会	22
(17) 元八地区連合会	27
(18) 恩方地区連合会	30
(19) 川口地区連合会	18
(20) 加住地区連合会	14
(21) 由井地区連合会	20
(22) 北野地区連合会	21

町会・自治会数 合計 321

- 付則 1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。
2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. 平成19年4月10日改正し、施行する。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成20年6月新規加盟脱会集計により修正。

10. 平成 21 年 5 月分割により修正。
11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正。
16. 平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等での添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、收支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。

付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。

分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成16年5月11日改正し、5月30日承認・施行する。
3. 平成17年5月10日改正し、施行する
4. 平成20年8月12日改正し、平成21年度より適用する。

役員選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第7条第1項(2)に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
3. 委員長は、会務を統括する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則1. この規程は、平成21年4月27日制定し、施行する。

専門部規程

(目的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下の通りとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部及び事業部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。

② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。

③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業に関する事項を担当する。

(担当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、地区連合会長全員を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 副会長は、各部の担当として関わる。

3. 部長及び副部長は部員の中から選任する。

(その他)

第5条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則1. この規程は、平成21年9月8日に制定し、施行する。

2. 平成22年5月11日に改正し、施行する。

3. 平成23年6月14日に改正し、施行する。

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成19年3月13日改正し、施行する。

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

(1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。

(2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

(1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。

(2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。

(3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。

但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・役員会・部会にも出席するものとする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当たり実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則1. この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。

4. 平成24年4月10日改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第4条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(交通費算出基準)

第3条 通勤費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記の通りとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車及び二輪自動車の場合は下記の通りとする。

(1) 2～3km	⇒ 月額 2,000円
(2) 3～6km	⇒ 月額 3,000円
(3) 6～9km	⇒ 月額 4,500円
(4) 9～12km	⇒ 月額 6,000円
(5) 12～15km	⇒ 月額 7,500円
(6) 15～18km	⇒ 月額 8,900円
(7) 18～21km	⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則1. この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであつて、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1) 及び (2) に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。

3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「廣告主」という)は、速やかに廣告の版下原稿を提出すること。

(廣告掲載料の納付)

第10条 广告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(廣告主の責任等)

第11条 广告の内容に関する責任は、廣告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、廣告主の負担とする。

(廣告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは廣告掲載料を納入しなかったときは、廣告の掲載を取り消すことができる。

(廣告掲載料の返還)

第13条 广告掲載が決定した後、廣告主の責に帰さない理由により、廣告が掲載できなかつたときは、廣告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則1. この規程は、平成18年10月10日に制定し、施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

ホームページのメンテナンス規程

(目的)

第1条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対象)

第2条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第3条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第4条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

- (1) 立会い費用 1,500円／回
- (2) 作業費用 3,000円／回

2. 地区連合会の場合は、年間4回まで町自連の負担とする。

(容量)

第5条 一回当たりのメンテナンス容量は、A4(写真込)換算で5枚以内とする。尚、多い場合は

別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則1. この規程は、平成20年4月8日に制定し、施行する。

2. 平成20年8月12日に改正し、施行する。

ホームページの倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守するべき基準について定める。

(目的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則1. この規程は、平成20年11月11日に制定し、施行する。

町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第13条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則1. この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改正し、施行する。

町会等設備整備備品提供事業運用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八王子市町会・自治会設備整備支援補助金交付要綱に基づき、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）が実施する町会・自治会等に対する備品提供事業の、当該年度において予算の範囲で提供する備品について、必要な事項を定める。

- 2 本事業は、市が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、備品提供事業の助成を行うことから、町自連が事業の主体となり、備品の購入、提供、管理、その他コミュニティ助成事業で定める必要な事務を行う。
- 3 提供する備品は、助成事業の趣旨により無償貸与とする。

(目 的)

第2条 第3条に定める「町会・自治会等」への備品提供事業を通じて、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(町会・自治会等)

第3条 この規程における「町会・自治会等」とは、町自連に加入の町会・自治会、管理組合、地区連合会のほか、未加入の町会・自治会、管理組合、および市に届出済みの団体をいう。

(対象となる備品)

第4条 対象となる備品は、地域コミュニティ活動に必要な備品として、相応しい内容のもので、別表に掲げるものとする。

(備品提供申請)

第5条 備品の提供を受けようとする「町会・自治会等」は、設備整備事業備品提供申請書（第1号様式）に希望する備品の関係書類を添えて、提供希望年度の前年度の指定する期日までに「町自連」に申請するものとする。

(選 考)

第6条 備品提供の対象となる「町会・自治会等」への助成額は、1団体につき20万円以内とし、提供の対象とする「町会・自治会等」については、町自連三役会で構成する選考会にて決定するものとする。

(内 定)

第7条 前条の選考の結果、内定した対象の「町会・自治会等」に、備品提供選考結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第8条 事業計画の変更や収支計画の変更及び備品の変更の必要が生じた場合は、速やかに設備整備備品提供変更申請書（第3号様式）を作成し「町自連」に提出すること。

(決 定)

第9条 申請年度の翌年度、「町会・自治会等」に、備品提供決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(備品の提供時期)

第10条 備品の提供時期は、申請年度の翌年度とする。

(備品の管理)

第11条 提供を受けた備品は、町会・自治会等で適切な管理をおこなうこと。
なお、破損等により廃棄処分する場合には、「町自連」まで連絡すること。

付則 この規程は、平成26年9月9日制定し、即日施行する。

<別 表>

※無償貸与の対象となる備品は下記のとおり

対象となる備品
机、椅子、テーブル、座卓、収納庫など

※参考：無償貸与の対象とならない備品は下記のとおり

対象とならない備品
<ul style="list-style-type: none">・個人の利用にとどまるもの・広場の砂場や遊歩道等の整備・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等）・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品・防災目的の備品・地域性のない楽器類・自転車・動力のついた屋台、山車等・車両に搭載する目的の備品・防犯カメラ・水車・PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）・ホタル等の育成に関する設備、備品・一般調理器具・照明器具等（電球のみの場合）

八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の所有する備品を適正に管理し、その使用の際の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(保管場所)

第2条 備品の保管場所は、提供を受ける団体（以下「町会自治会等」という。）の事務所とする。ただし、事務所がない「町会自治会等」は本会の了解を受けた場所とする。

(保管責任者)

第3条 町会等設備整備備品提供事業運用規程第3条に定める団体の長（以下「町会長」という。）とする。

(維持管理)

第4条 備品の維持管理は、備品の提供を受けた「町会・自治会等」が行うものとする。

(使用方法)

第5条 町会長に申し込み、所定の手続きをもって許可を得ること。

(使用の範囲)

第6条 「町会自治会等」の活動及び地域コミュニティの活性化を図るために使用する。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則として、「町会・自治会等」の事務所の利用時間内とする。ただし、特に町会長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 備品を使用した者がその備品に損害を与えたときは、損害額を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 備品を使用した者は、その備品を譲渡・転貸してはならない。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、町自連三役会で決定する。

付則1. この規程は平成26年9月9日制定し、施行する。

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【行政審議会・委員会】		
1	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
2	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
3	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
4	八王子市暴走族湯違法推進連絡協議会	1	生活安全部防犯課
5	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
6	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
7	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
8	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	健康政策課
9	八王子市景観審議会	1	まちなみ景観課景観課
10	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路事業部交通事業課
11	八王子市交通安全対策協議会	1	道路事業部交通事業課
12	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
13	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	男女共同参画課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
16	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部国際交流課
17	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	東浅川保健福祉センター
18	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	環境部ごみ減量対策課
19	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ景観課
20	八王子市地域公共交通会議	1	交通企画課
21	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	環境部ごみ減量対策課
22	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
23	八王子市市史編纂審議会	1	市史編纂室
24	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境政策課
25	八王子市行財政改革推進審議会	1	行革推進課
26	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
27	八王子市市民参加推進審議会	1	広聴課
28	八王子市障害者自立支援協議会	1	障害者福祉課
29	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部
30	八王子市保健所協議会	1	保健所 健康政策課
31	認知症高齢者ネットワーク会議	1	高齢者福祉課
32	八王子市民生委員推薦会	1	福祉政策課
33	八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	1	福祉政策課
34	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	1	福祉政策課
35	八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1	福祉政策課
36	八王子市消費生活審議会	1	八王子市消費生活センター
37	八王子市環境マネジメントシステム監査員	1	環境政策課
38	八王子市自転車駐車問題対策協議会	3	交通事業課
39	八王子市食育推進会議	1	保健所 健康政策課
40	八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会	1	都市戦略課
41	人権擁護委員	1	総務課

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【検討会・策定委員会】		
1	八王子市学校安全対策検討委員会	1	教育総務課
2	介護保険事業計画策定検討委員会	1	高齢者いきいき課
3	災害時要援護者支援推進連絡会	1	福祉政策課
4	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	中心市街地政策課
5	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	障害者福祉課
6	八王子市制100周年記念事業実行委員会	1	記念事業課
7	八王子市制100周年記念事業実行委員会 広報宣伝委員会	1	記念事業課
8	使用料等受益者負担適正化検討会	1	行政管理課
	【行政外郭団体等】		
1	八王子学園都市文化ふれあい財団財団 諮問委員会	1	八王子学園都市文化ふれあい財団
2	八王子まつり	1	八王子まつり
3	八王子まつり実行委員会 実行委員	22	八王子まつり実行委員会
4	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会 委員・運営委員	1	事務局=スポーツ振興課
5	八王子市社会福祉協議会 理事・評議員	15	八王子市社会福祉協議会
	〃 ホテンティア活動推進協議会	1	〃
	〃 歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
6	美しい八王子をつくる会 委員	22	事務局=ごみ減量対策課
7	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
8	八王子交通安全協会	1	八王子交通安全協会
9	高尾交通安全協会	1	
10	八王子防犯協会	1	
11	八王子防火防災協会	2	
12	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	
13	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	生涯学習総務課
14	八王子いちょう祭り祭典委員会	1	
15	八王子国際協会 理事	1	

平成26年度 八王子市町会自治会連合会

町自連地区連合に加盟している町会・自治会・管理組合は以下のとおりです。

26. 6. 21現在

地区連合会	団体数	世帯数	町会・自治会・管理組合名称			
1 中部地区	7	1,719	三崎町町会	中町町会	南町町会	寺町一丁目町会
			天神町町会	南新町町会		寺町二丁目町会
2 東部地区	10	4,758	横山町一丁目町会	横山町二丁目町会	横山町三丁目町会	新町町会
			明神町二丁目町会	明神町三丁目町会	明神町四丁目町会	旭町町会
3 元横地区	6	1,678	元一自治会	元横山町第二町会	元横山町中部自治会	元横山町第四町会
			田町町会			元横山町第五自治会
4 東南部地区	6	4,689	子安町一丁目町会	子安町二丁目町会	子安町三丁目町会	子安町東四丁目町会
			方町一丁目町会			子安町西四丁目町会
5 中央部地区	2	520	八日町一・二丁目町会	上八日町町会		
6 南部地区	12	5,356	万町二丁目町会	上野町一丁目町会	上野町二丁目町会	上野町三丁目町会
			合町二丁目町会	合町三丁目町会	台町四丁目町会	緑町東町会
			緑町南町会	ローズハイツ八王子管理組合		緑町西町会
7 西部第一地区	7	2,259	元本郷町栄和金	元本郷町会	元本郷一丁目町会	西八親和会
			市営元本郷団地自治会	元本郷なごみ会		元本郷三丁目生采会
8 西部第二地区	6	3,419	千人町一丁目町会	千人町二丁目町会	千人町三・四丁目町会	日吉町一丁目町会
			長房町水崎町会			日吉町二丁目町会
9 西部第三地区	8	3,520	八幡町一・二丁目町会	八幡上町町会	平岡町町会	本郷町町会
			八木町町会	追分町会	小門町町会	大横町町会
10 本町地区	3	822	本町一丁目町会	本町二丁目町会	本町三丁目町会	
11 中央地区	20	10,262	元横上町会	暁東町会	中野町東二丁目町会	中野上町東四丁町会
			中野西一町会	中野上町西二丁町会	中野西三町会	中野町甲和会
			大和田町会	大和田中央町会	上大和田町会	大和田相和会
			八王子市富士見町自治会	清川町自治会	八王子サンランド自治会	ひよどり山自治会
12 東北部地区	15	7,368	高倉町町会	松風会	石川町会	北八王子町会
			宇津木インターHILL自治会	平町町会	小宮町会	宇津木町会
			丸山町滝山台自治会	宇津木台中央自治会	久保山町町会	大谷町さつき野台自治会
13 滝川地区	22	6,064	新地町会	三田町会	原宿町会	原町内会
			初沢町第一町内会	初沢町第二町内会	三和団地自治会	高尾町中宿町会
			落合町会	高尾町五丁目町会	南浅川町会	駒木野町会
			荒井町会	摺指町会	小仏町会	高尾パークハイツA棟自治会
			廿里町会	高尾パークハイツB棟管理組合		高尾下宿町会
14 由木地区	20	6,416	下柚木町会	中山町会	越野自治会	堀之内町会
			上柚木第2団地自治会	上柚木神明町会	上柚木中央町会	上柚木2丁目町会
			東中野自治会	大塚日向自治会	大塚団地自治会	木ヶ丘自治会
			鍵水町会	南大沢町会	別所町会	鍵水第二団地自治会
15 横山南地区	25	13,963	散田本町町会	中散田町会	散田東町町会	散田町第一町会
			山田町町会	豊穂台団地自治会	朝日ヶ丘自治会	東豊町会
			めじろ台二丁目町会	めじろ台三丁目町会	めじろ台四丁目町会	めじろ台一丁目町会
			館町町会	館町団地自治会	鴨田町大巻町会	高尾紅葉台自治会
			寺田東町町会	大船町会	グーンヒル寺田自治会	寺田町町会
			並木町一丁目町会	並木町二丁目町会	長房台自治会	船田町会
16 横山北地区	22	4,212	長房自治会	長房町中郷町会	八王子陵東自治会	長房町会
			蜂の子自治会	ふくのみ自治会	長房南団地光南自治会	都営長房北団地自治会
			西16自治会	西17・18・19自治会	西26自治会	南中央自治会
			長房アパート西15号棟自治会		西23自治会	西13号棟自治会
17 元八地区	27	10,979	大楽寺神戸町会	大楽寺町關口町会	大楽寺町干本木町会	上原分方町神戸町会
			諫訪団地自治会	諫訪下町会	諫訪上町会	大柳町会
			叶谷町会	泉町町会	横川町一丁目町会	四谷町会
			横川町四丁目町会	横川町五丁目町会	横川町二丁目町会	横川町三丁目町会
			式分方町一丁目町会	式分方町二丁目町会	川町町会	さつき野自治会
			元八王子町三丁目町会	松子舞自治会		元八王子町二丁目町会
18 忍方地区	30	3,932	大幡町会	紙谷町会	宝生寺団地自治会	下小田野町会
			上小田野町会	元木町会	上下原町会	中小田野町会
			辺名町会	川原宿町会	松竹町会	上宿町会
			佐戸町会	駒木野町会	黒沼田町会	板当小高井町会
			宮ノ下町会	高畠町会	森久保町会	孤塚町会
			下案下町会	上案下町会	小津町会	力石町会
19 川口地区	18	7,499	檜原東部町会	檜原西部町会	犬巨町会	川口町東部町会
			川口町西部町会	唐松町会	上川町東部町会	川口町中部町会
			美山町会	七二三町会	檜原町郵便会	上川町西部町会
			川口南町会	唐松住吉自治会	美山町繩切地区会	坂の原住宅自治会
20 加住地区	14	3,233	尾崎町会	左入町会	淹山町一丁目町会	淹山町二丁目町会
			谷野町会	丹木町会	加住町会	梅坪町会
21 由井地区	20	6,700	造町会	高月町会	馬場谷戸町会	宮下町会
			小比企町一丁目町会	小比企町二丁目町会	小比企団地自治会	みつい台自治会
22 北野地区	21	8,614	片倉町会	片倉町三十鈴自治会	片倉御殿町会	エステート八王子管理組合
			片倉台自治会	片倉町一丁目町会	小比企町三丁目町会	七国六丁目町会
			みなみ野エグザガーデン自治会		みなみ野六丁目会	みなみ野五丁目町会
			宇津貫兵衛町会	西片倉町会	みなみ野四丁目町会	
22 地区	321	117,982	打越町会	打越町旭ヶ丘自治会	綾ヶ丘町会	北野町会
			長沼町会	都営長沼町第2自治会	長沼町東町会	北野町上野原町会
			日生平山団地八王子地区自治会		NEC平山団地自治会	綾ヶ丘一丁目自治会
			高嶺団地自治会	高嶺町会	八王子北野台パークホームズ自治会	都営長沼第一自治会
			長沼4号棟自治会	北野台五丁目自治会	あやめ自治会	サンクレイトル北野台管理組合